

## 災害時における応急対策業務及び出水時等河川巡視に関する基本協定（案）

### (目的)

第1条 この協定は、甲の直轄管理区間、または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援要請があった場合、又は甲が判断した場合は、甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害の応急対策工事及び甲の直轄管理区間内の災害時河川巡視に關し、これに必要な組織及び建設機械並びに資材、労力等（以下「建設資機材等」という）の確保及びその動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を期することを目的とする。

### (業務の内容)

第2条 1. 甲は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に、必要と認めるときには、災害状況に応じて、乙に応急対策工事等を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲の指示により応急対策工事等を実施するものとする。

3. 甲は、乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。

4. 乙は、これらの業務を適切に対応ができるよう河川情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、〇〇〇〇（←基本協定区間）とする。

ただし、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から応援要請があった場合、又は甲が判断した場合は、上記区間及び甲の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）について前条の要請ができるものとする。

### (建設資機材等の報告)

第4条 1. 乙は、あらかじめ災害に備え建設資機材等の数量を把握し、甲に書面により報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は保有状況を速やかに書面により報告するものとする。

### (建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は特別な理由がない限り、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第6条 甲は乙に対し、第3条の業務実施区間の具体的な災害状況に応じ、応急対策業務のための出動を書面又は、電話等により要請するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練や操作訓練に、甲からの参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(出水時等河川巡視)

- 第8条 1. 洪水時、地震時等における堤防・護岸・水閘門等の河川管理施設等の状況を把握するための河川区域内の巡視は、河川法第77条第1項に定める河川監理員より要請する。
2. 乙は、巡視要請があった場合は、巡視（及び情報収集）に必要な人員体制を確保し、常に気象情報、水位の状況等を把握しながら、中津出張所またはダム管理課と連絡を密にして、別紙1「九州地方整備局出水時河川巡視規程」及び別紙2「河川管理のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き（案）」により巡視を実施するものとする。
3. 河川監理員は、緊急時に延滞なく対応できる巡視員等を確保するために、乙に訓練の要請をする事ができる。
4. 乙は、洪水時、地震時等における河川巡視を熟知している巡視員を配置すると共に、河川監理員の要請を受け河川巡視の訓練を実施するものとする。
5. 乙は、円滑な巡視を行うために必要な巡視員を確保するものとし、河川監理員に書面により報告するものとする。
6. 乙は、河川監理員の要請を受け巡視、訓練等を実施した場合、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できる。

なお、巡視等の1時間あたりの単価は下記のとおりとする。

○出水時等河川巡視

（単価は、消費税抜きの単価）

対象時間	時間帯	1時間あたりの単価
5時～22時	初めから8時間	円
	8時間を超える部分	円
22時～5時	初めから8時間	円
	8時間を超える部分	円

## ○連絡員

(単価は、消費税抜きの単価)

対象時間	時間帯	1時間あたりの単価
5時～22時	初めから8時間	円
	8時間を超える部分	円
22時～5時	初めから8時間	円
	8時間を超える部分	円

## ○ライトバン運転

(経費は、消費税抜きの単価)

ライトバン運転	1時間あたり経費	円
---------	----------	---

7 甲の第6項に基づく乙の支払いは、月毎を基本とする。

## (契約の締結)

第9条 甲の出動要請があった場合には、乙は甲と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

ただし、本協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度（元請、下請を問わず補償できる保険）に加入していることを条件とする。

## (業務等の指示)

第10条 業務等の直接の指示は、当該業務区間を担当する出張所長またはダム管理課長等が行うものとし乙はその指示に従うものとする。

## (業務等の実施及び報告)

第11条 1. 乙は、第6条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出動し、応急処置等の業務を実施するものとする。  
 2. 乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長等に書面により報告するものとする。

## (協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

## (有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(雑 則)

第14条 この協定の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年3月 日

甲 住所 大分県中津市大字高瀬1851-2  
氏名 国土交通省九州地方整備局  
山国川河川事務所長 小野 朋次

乙 住所 ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○  
氏名 ○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○